4. 投資優遇措置

投資優遇措置は、生産拠点の新設や拡張のみならず、テクノロジーセンター及びビジネスサポートサービスセンターへの投資にも適用される。2015 年 5 月 1 日に行われた投資優遇措置法の改正に伴い、より広範囲な投資活動が支援の対象となった。

対象となる活動

製造業

- 製造業における生産拠点の新設および拡張

テクノロジーセンター（R&D）

- 研究開発センターの新設および拡張

ビジネスサポートサービスセンター

以下に挙げる活動の開始及び拡大:

- シェアードサービスセンター
- ソフトウェア開発センター
- ハイテク修理センター
- データセンター
- カスタマーサポートセンター（コールセンター）

インセンティブの内容

法人税免除	新規企業に対する最大 10 年間の法人税免除 既存企業に対する最大 10 年間の一部法人税免除
雇用創出補助金	新規雇用創出に対する助成金
職業訓練補助金	新入社員の訓練・再訓練に対する助成金
設備投資補助金	製造業及び技術センターにおける戦略的投資（大型投資）に対する助成金
不動産税免除	最大 5 年間の不動産税免除

法人税免除

税制上の優遇措置は、2 種類に分類される。投資プロジェクトにより新規企業（法人）が設立された場合、その企業は最大 10 年間の法人税免除を受ける資格がある。また、チェコの既存企業（法人）が拡張投資する場合は、最大 10 年間の一部法人税免除を受ける資格がある。法人税免除は、国家補助金限度率を超えない範囲で適用される。 （※国家補助限度率は 3 ページ目の地図参照）

雇用創出補助金および職業訓練補助金

新規雇用創出及び職業訓練に対する助成金は、失業率が全国平均を 25%以上上回る地域および特別工業団地にのみ適用される。雇用創出補助金には、以下の 3 水準がある。

- 特定工業団地: 新規雇用一人あたり 300,000 CZK
- 失業率が全国平均を 50%以上上回る地域: 新規雇用一人あたり 200,000 CZK
- 失業率が全国平均を 25%～50%上回る地域: 新規雇用一人あたり 100,000 CZK

尚、職業訓練補助金は、該当地域ごとに訓練費用の 25%ないし 50%が支給される。

設備投資に対する補助金

設備投資補助金は、戦略的投資プロジェクト（大型投資）にのみ適用される。製造業およびテクノロジーセンターを対象に、適格コストの 10%を上限として支給。助成金交付については、チェコ政府が決定する。

不動産税免除

特別工業団地（チェコ政府により指定された団地）において、最大 5 年間の不動産税が免除される。

適格基準

投資優遇措置を受ける企業は、チェコインベストへの申請書提出前にいかなる投資活動も開始してはならない（機械・装置の発注、資産取得、建設開始を含む）。尚、上記インセンティブの受給期間中（最低 5 年間）は、取得済み資産及び新規雇用を保持する義務がある。

製造業に対する適格基準

- 3年間で1億CZK（約400万USD）以上の投資を行うこと。特別補助対象地域および特別工業団地では、最低投資額は減額され5000万CZKとなる。
- 上記最低投資額のうち5000万CZK以上（特別補助対象地域および特別工業団地では2500万CZK以上）が新品機械への投資であること。
- 20人以上の雇用を創出すること。

戦略的投資

- 3年間で5億CZK（約2000万USD）以上の投資を行うこと。
- 上記最低投資額のうち2億5000万CZK以上が新規設備への投資であること。
- 500人以上の雇用を創出すること。

テクノロジーセンターに対する適格基準

- 3年間で1000万CZK（約40万USD）以上の投資を行うこと。
- 上記最低投資額のうち500万CZK以上が新規設備への投資であること。
- 20 人以上の雇用を創出すること。

戦略的投資

- 3年間で2億CZK（約800万USD）以上の投資を行うこと。
- 上記最低投資額のうち1億CZK以上が新規設備への投資であること。
- 100人以上の雇用を創出すること。

ビジネスサポートサービスセンターに対する適格基準

- ソフトウェア開発センターとデータセンターにおいて20人以上の雇用を創出すること。
- シェアードサービスセンター及びハイテック修理センターにおいて70人以上の雇用を創出すること。
- 顧客支援センター（コールセンター）において500人以上の雇用を創出すること。

国家補助

大企業の場合、国家補助限度率は適格コスト総額の 25％（データセンターの場合は 6.25％）となっている。国家補助には、法人税免除、雇用創出補助金、優位価格での土地譲渡、不動産税免除、設備投資に対する補助金が含まれる。職業訓練補助金は別途支給され、国家補助上限率に含まれない。

適格コスト

取得資産額の半分以上が新品機械への投資である場合の「固定資産」、或いは「新規雇用者の2年間のグロス給料額」の何れかが、適格コストと見なされ、そこから最大国家補助額が算出される。但し、製造業の場合は「固定資産」以外を選択することはできない。

国家補助限度率（2014 年～2020 年）

地域	国家補助限度率
プラハ	0%
その他	25%

国家補助限度率: 小企業の場合は上記 +20% 、中企業の場合は +10% となる。